

## 呉市観光振興計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本要領は、呉市観光振興計画の策定に係る業務全般に関して、最も適正な企画力、技術力、実施体制、実績をもった業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

呉市観光振興計画策定業務（以下「業務」という。）

#### (2) 目的

国は、令和2年（2020年）に訪日外国人旅行者数4,000万人、消費額8兆円、令和12年（2030年）には6,000万人、消費額15兆円を目標に掲げ、観光を地方創生の柱として、様々な施策を進めている。また、近年、観光客の嗜好は、団体から個人へ、モノからコトへ、都市から地方へとシフトし、多くの自治体において「観光」は重要な基幹産業となっている。

本市においては、平成17年の大和ミュージアム開館を機に観光客が急増し、全国的には認知度は向上したものの、多くの市民にとっては、「観光」が産業であるという認識は希薄であると考えられる。今後も人口減少が進む状況にあって、新たな基幹産業のひとつとして観光振興に取り組む意識の醸成を図ることが重要であることに加え、観光振興を推進する体制についても検討する必要がある。

このような状況を踏まえ、市民、事業者、行政が一体となり、地域活性化の観点から観光振興に戦略的に取り組む必要性を示すとともに、本市の中長期的な観光戦略の指針となる「呉市観光振興計画」を策定する。

#### (3) 業務内容等

業務内容については、別紙仕様書のとおりとする。

なお、実施にあたっては、本プロポーザルで契約相手方の候補者となった事業者の提案した企画提案を調整の上、実施することとする。（仕様の詳細は、契約時に協議して定める。）

#### (4) 業務の期間

契約締結日から、令和3年3月26日（金）までとする。

#### (5) 委託額（限度額）

金5,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 3 応募者の参加資格

(1) プロポーザルに参加する者は、法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 消費税、地方消費税その他市区町村民税を滞納していないこと。

(5) 参加者及び参加者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある者が、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと又はその統制の下にある者でないこと。

4 スケジュール

実施要領等の公開	令和2年6月1日(月)
参加申込書の受付	令和2年6月1日(月)～令和2年6月17日(水)17時まで
質問書の提出	令和2年6月8日(月)17時まで
質問への回答期限	令和2年6月12日(金)
企画提案書等の受付	令和2年6月17日(水)～令和2年6月26日(金)17時まで
選定委員会の実施	令和2年7月上旬
結果通知	令和2年7月上旬
契約締結	令和2年7月中旬

※上記予定は変更する場合があります。

5 参加及び質問の受付・回答

(1) 参加申込み及び質問の受付

当プロポーザルに参加する場合は、参加申込書(様式1)を令和2年6月17日(水)17時(必着)までに提出すること。(郵送の場合は、配達完了が確認できる書留郵便に限る。)

また、本実施要領及び仕様書の内容に質問がある場合は、質問書(様式2)により、令和2年6月8日(月)17時(必着)までに、電子メールにて提出すること。その際、メールの標題を「質問書(業者名)観光計画策定」とし、【E-mail アドレス: kankou@city.kure.lg.jp】へ送信すること。

なお、参加申込書及び質問書を送った際は、電話で呉市観光振興課(0823-25-3309)へその旨を連絡すること。

(2) 質問への回答

令和2年6月12日(金)までに、質問に対する回答を電子メールで送信し、ホームページでもその内容を公開する。質問者名等は公表しない。

質問及び回答の内容は、必要に応じて本実施要領及び仕様書の内容に追加してホームページに公開するので必ず確認すること。回答に対する問合せは受け付けない。

質問期間を過ぎた後の質問は、原則として受け付けないが、当プロポーザルに対して重大な影響を与える可能性があるものについては、対応を検討する。

6 提案の提出

(1) 提出書類

ア 提出する書類は、次の表の①から⑨とし、原則としてA4判縦サイズに横書きで記載し、2穴ファイル等に編冊して、1部は提案者名を記載した正本(同表の①～⑨)、10部は提案者名を記載していない副本(同表の②～⑤)として提出すること。

ただし、図表等については、必要に応じてA4判横又はA3判横(織込むようにすること。)も可とする。

また、次の表の①から⑨の正本と副本のデータをPDFファイルに変換したのもも提出すること。

<提出書類一覧表>

	書類名	様式等	正本	副本
①	提案送付書	様式3	○	
②	企画提案書	任意書式(頁番号を付す)	○	○
③	業務実績一覧表 及びその添付書類	様式4 副本には、記載実績に関する書類添付は不要	○	○

④	業務実施体制，業務従事者実績調書及び進行管理表	任意様式	○	○
⑤	参考見積書及びその添付書類	任意様式 仕様書（案）に示す業務の経費を記載し，その明細と内訳を添付（任意書式）すること。	○	○
⑥	会社概要	様式 5	○	
⑦	法人登記簿謄本	所管機関の発行するもの	○	
⑧	印鑑登録証明書	所管機関の発行するもの	○	
⑨	納税証明書	呉市又は本社がある市町村の発行するもの	○	

※⑦～⑨については，提出期限より3ヶ月以内のもの（写し可）

イ 企画提案書は，A4判で20ページ（表紙，目次を除き，図表等を含む。両面印刷で10枚）を上限として，簡潔かつ明瞭に記述すること。（A3判横は，A4判2ページ分の扱いとする。）  
ウ 企画提案書に用いる文字サイズは，11ポイント以上（図中の説明は，8ポイント以上）とすること。

エ 専門用語や略語等には注釈を付すなど，一読して理解しやすいものとする。

(2) 提出手続

提出期限 令和2年6月26日（金）17時まで（必着）

提出先 〒737-8501 呉市中央4丁目1-6  
呉市 産業部 観光振興課 企画グループ  
電話番号 0823-25-3309

提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は，配送完了が確認できる書留郵便に限る。）  
持参の場合は電話連絡の上，持参すること。

受理通知 企画提案書等の提出後，提案書等受理通知を送付する。

(3) 提出書類の修正及び返却

提出書類の変更，修正は認めない。また，提出書類は，提案者に返却しない。

7 優先交渉権者の選定方法

(1) 評価方法

呉市観光振興計画策定業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が次の項目による評価を行う。

<提案評価の区分と項目>

	区分	評価項目	配点	
1	企画提案 65点	事業の背景の理解	国・県の動向や，本市の観光を取り巻く現状など，事業の背景を総合的に理解した提案であるか。	10
		調査分析業務	今後必要となる市内外からの観光収益，その他産業における獲得額の算出や，産業間における関係性の調査について，実施方法と結果の分析方法が明確に示されているか。	15
		呉市観光振興計画策定	仕様書の内容を踏まえ，目的や条件を理解した提案となっているか。基礎調査の結果等を計画や施策にどのように活用するか明確に示されているか。	20
		獨創性	仕様書に記載されていない獨創的な提案があるか。	10
		提案内容の実効性	ヒアリング時において，業務に対する知識や経験に裏付けされた論理的な説明であったか。実施体制や取組の説明等，業務に対する取り組み意欲が十分であるか。	10

2	業務遂行能力 30点	実施体制	業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる運営体制がとられているか。緊急の打合せ等に対して、速やかに対応可能な体制が整えられているか。 業務従事者は、十分な業務実施能力及び同種・類似業務の業務実施経験を有しているか。	15
		業務実績	過去5年間に同種・類似業務の受注実績を有しているか。 類似の事例に関わった実績・経験を踏まえ、有効な企画提案業務が行えるか。	15
3	コスト 5点	見積額	本業務内容に対する参考見積額が妥当であるか。	5
合 計				100点

(2) 審査

審査は、選定委員会が企画提案書類及びヒアリング（プレゼンテーション及び質疑）により行う。（ヒアリングの日時・場所等の詳細については、後日連絡する。）

(3) 優先交渉権者の選定

選定委員会が採点する各項目の評価点を平均したものの合計点が一番高い提案者を優先交渉権者として選定し、2番目の提案者を次点者とする。ただし、合計点が6割未満の提案者は失格とする。

なお、プレゼンテーションは、実際に本業務を担当する者1名及び補助員2名を含め、3名以内とし、主に前者が行うこと。

また、プロジェクター、スクリーン及びホワイトボードは市が用意するが、その他の機器（パソコン等）が必要な場合は、参加者が準備すること。

(4) 選定結果の通知

令和2年7月上旬に提案者へ文書で通知する。同時に、優先交渉権者とその次点者の得点、名称をホームページで公開する。なお、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

8 契約の方法等

呉市と優先交渉権者は協議の上、必要に応じて提案内容に変更、修正を加え、業務の仕様を決定し、業務委託契約を締結する。

業務の仕様に基づいて呉市が作成した設計書により予定価格を決定し、再度、優先交渉権者に見積書の提出を求めるため、契約金額と提案金額は異なる可能性がある。

9 その他

(1) プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、提案者負担とする。

(2) プロポーザル参加（予定）事業者は「呉市観光振興計画策定に係る基礎調査業務報告書」を貸し出す。ただし、プロポーザルに係る目的以外での使用や複写を禁じる。

また、プロポーザル終了後、速やかに当該報告書を返却すること。

(3) 企画提案は、1参加者につき1提案とする。

(4) 諸事情により辞退する場合は、理由を明記した辞退届を提出すること。

(5) 企画提案書の提出者が1者のみであっても、審査を実施する。

(6) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市がプロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製をすることができるものとする。

(7) 提出書類は、呉市情報公開条例(平成11年呉市条例第1号)に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがある。

(8) 呉市は、提出された書類を本プロポーザル以外の目的に使用しない。

(9) 提案者又は応募グループの構成員が実施要領の公開日から契約締結日までに、次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。

- ア 呉市から指名停止等の措置を受けた場合
  - イ 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
  - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当した場合
  - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始申立てがなされた場合
  - オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始申立てがなされた場合
  - カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 1 7 条若しくは第 1 8 条の規定による破産手続開始申立てがなされた場合
  - キ 国税，地方税を滞納した場合
- (10) 本実施要領に規定されていない事項で必要があるときは，呉市観光振興課が，その対応を決定する。

10 プロポーザルに関する問い合わせ窓口

〒 7 3 7 - 8 5 0 1 呉市中央 4 丁目 1 - 6  
呉市産業部観光振興課 企画グループ（担当：青山，宮本）  
電話番号 0 8 2 3 - 2 5 - 3 3 0 9  
E-mail : kankou@city.kure.lg.jp